

平成29年度 県土の未来を創る「土木のしごと」を体験しませんか？ ～山形県 総合土木職 インターンシップ募集～

山形県県土整備部と農林水産部では業務体験を通じて、県民の暮らしや産業を支える社会資本の役割について理解を深めるとともに、学生の職業意識の向上視野の拡大を図ることを目的として、インターンシップを募集します。

1 対象者

- ◆山形県の総合土木職の職員が担う仕事に興味をお持ちの大学生及び高専生を対象とします。

※総合土木職とは、県土の道路、河川、都市計画など社会基盤の整備や維持管理、農業の基盤整備や生活環境の整備を担う職種です。

- ◆学部及び学科、学年の条件はありません。

2 インターンシップ実施期間

- ◆平成29年8月21日（月）～25日（金）の5日間

- ◆平成29年9月 4日（月）～ 8日（金）の5日間

※いずれかの希望する期間とします。

3 県土の未来を創る「土木のしごと」インターンシップの特徴

- ◆総合土木職にかかわる県庁の県土整備部及び農林水産部の仕事の説明を聞くことができます。
- ◆県内の総合支庁において総合土木職に関係する実務を体験できます。
- ◆短期間で山形県の総合土木職の業務について理解を深めることができます。
- ◆若手技術職員（OB、OGなど）との意見交換会もあります。

4 申込み方法及び申込期限

- ◆インターンシップを希望される学生の方は、学内担当者（担当教授、担当教官等）に別紙の【県土の未来を創る「土木のしごと」インターンシップ申込書】を提出してください。

- ◆大学等からのインターンシップの申し込み期限を平成29年6月30日（金）とさせていただきます。（メール、FAX、郵送にて）

【問い合わせ・申込先】

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県 県土整備部 管理課

TEL：023-630-2570（直通） FAX：023-630-2573

E-mail：このページの最下部「お問い合わせはこちら」をクリックください。

インターンシップの日程

- 1日目 } 県庁でのガイダンス+総合土木職に関係する県庁の県土整備部と農林水産部各課
 2日目 } の業務説明会+県庁内見学
- 3日目 } 総合支庁での実務体験
 4日目 }
- 5日目：県庁にて若手技術職員（OB、OGなど）との意見交換会、土木女子トーク、県土整備部幹部職員との意見交換会など

注1）総合支庁での実務体験は、希望により実習場所を決定します。

注2）インターンシップの詳しい内容は5月末に確定の予定です。

インターンシップの内容

■総合土木職に関係する県庁の県土整備部と農林水産部各課の業務説明会

県で行っている社会資本整備等の概要・仕組みについて説明をします。

■県庁内見学

県土整備部、農林水産部の執務室、議会棟、災害対策本部室など県庁内を見学します。

■総合支庁での実務体験

下記の希望する総合支庁の産業経済部及び建設部の各課にて実務体験ができます。

インターンシップ実習の総合支庁各課		
1	村山総合支庁（山形市鉄砲町2-19-68）	
	建設部	都市計画課、道路課、河川砂防課
	産業経済部	農村計画・農村整備課
2	村山総合支庁 西村山地域振興局（寒河江市大字西根字石川西355）	
	建設部	西村山道路計画課、西村山河川砂防課
	産業経済部	西村山農村整備課
3	村山総合支庁 北村山地域振興局（村山市楯岡笛田4-5-1）	
	建設部	北村山道路計画課、北村山河川砂防課
	産業経済部	北村山農村整備課
4	最上総合支庁（新庄市金沢字大道上2034）※農村整備課は新庄市大字松本412-17	
	建設部	道路計画課、河川砂防課
	産業経済部	農村計画・農村整備課
5	置賜総合支庁（米沢市金池7-1-50）	
	建設部	道路計画課、河川砂防課
	産業経済部	農村計画・農村整備課
6	置賜総合支庁 西置賜地域振興局（長井市高野町2-3-1）	
	建設部	西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課
	産業経済部	西置賜農村整備課

7	庄内総合支庁（三川町大字横山字袖東19-1）	
	建設部	道路計画課、河川砂防課
	産業経済部	農村計画・農村整備課

注1) 申し込み用紙の「インターンシップ希望総合支庁の部と課」の欄に上記から記入してください。

注2) 希望者の状況により第2希望の課になる場合があります。

■若手技術職員（OB、OGなど）との意見交換会

若手技術職員（OB、OGなど）が皆さんの質問や疑問に丁寧にお答えします。

■土木女子トーク

土木系女性技術職員が女性の皆さんの質問や疑問に丁寧にお答えします。

インターンシップの受入条件

- (1) 報酬・旅費・宿泊費、その他の費用は支給されません。
- (2) インターンシップ修了後にアンケートのご協力をお願いします。
- (3) インターンシップ中の事故に関しては、各自の責任において対応していただくため、各自傷害保険等への加入をお願いします。

大学等の担当者の皆様へ

- (1) インターンシップを希望する大学等は、別紙の様式により申込みください。
- (2) インターンシップの受け入れが決定した場合は、大学等と協定を締結することとなります。
- (3) インターンシップ中の事故・災害に備え、傷害保険等に参加するようお願いします。
- (4) インターンシップ中の県の責によらない事故・災害に対して県は一切の責任を負いません。